

介護老人保健施設通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション利用約款

< 令和 8年 9月 1日現在 >

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設こうわか苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション及び通所リハビリテーション（以下通所リハビリテーション等という）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出後より効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション等を利用できるものとします。但し、本約款及び重要事項、利用料金表等の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
- ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション等の利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション等実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション等サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション等サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑧ 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供するのが著しく困難となった場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション等サービスの対価として定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を翌月20日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション等サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、これに応じます。（謄写において、二部以降は必要な実費を徴収します）但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を「個人情報の利用目的」のとおりに定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前2項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション等に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員または施設職員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

※ご意見箱を談話室内に設置しております。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーション等サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設こうわか苑

重要事項説明書

1. 概要

(1) 事業者（法人）の概要

- ・名称・法人種別 医療法人 喜明会
- ・代表者役職・氏名 理事長 山内 一明
- ・所在地・連絡先 福岡県みやま市瀬高町大江 1694
Tel 0944-63-8888

(1) 施設の概要等

- ・施設名 介護老人保健施設こうわか苑
- ・開設年月日 平成8年8月20日
- ・所在地 福岡県みやま市瀬高町大江 1687-2
- ・電話番号 Tel 0944-63-8888 FAX 0944-63-8288
- ・管理者名 櫻田 教子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（福岡県 4054280070 号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設こうわか苑の運営方針]

- ・人間性を尊重し、明るく楽しい雰囲気の中で楽しく生活できるよう支援します。
- ・福祉の理念を基に利用者の安心した生活を、医療、看護、リハビリ、介護、相談援助の技術を確保、活用することによって、利用者の支援を行います。

(3) 施設の職員体制（入所・通所リハビリ合計）

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	2	1		利用者の診療及び管理
・看護職員	13		1	看護業務及び介護業務
・薬剤師				
・介護職員	43		4	介護業務
・支援相談員	2			支援相談業務
・理学療法士	5			理学療法業務
・作業療法士	4			作業療法業務
・言語聴覚士				
・管理栄養士	1			栄養管理・指導・相談
・介護支援専門員	2			ケアプラン作成業務
・事務職員	3			事務業務
・その他		4		運転業務等

(4) 入所定員等

- 定員 100名（うち認知症専門棟 32名）
- ・療養室（一般棟） 個室 8室 4人部屋 15室
- （認知症専門棟） 個室 4室 4人部屋 7室

(5) 通所定員

50名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
昼食 12：00 ～ 13：00
夕食 17：00 ～ 18：00
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族のお迎えが居宅サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 飲酒・喫煙 飲酒は利用者、面会者とも禁止です。喫煙は所定の場所で行います。
- ・ 火気の取扱い 火器の持ち込み、取り扱いは禁止となります。
- ・ 設備・備品の利用 大切に取り扱いをお願いします。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み 持ち物すべてにフルネームでの記入をお願いします。
- ・ 金銭・貴重品の管理 金銭、貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。個人で所持された金銭等の紛失等につきましては、責任は負いませんのでご了承ください。
- ・ ペットの持ち込み 持ち込みはご遠慮ください。

4. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

2 利用者及び利用者の家族等の禁止行為（カスタマーハラスメント等）

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）
- ④ 契約で定められた範囲を超えるサービスの強要
- ⑤ 職員に対する金銭の要求や贈り物の強要

（契約解除）

前条に定める禁止事項に該当する行為があった場合、施設は利用者に対して改善を求めるものとします。改善が見られない場合、または行為が悪質である場合は、施設は本契約を解除することができるものとします。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

- 名称 ヨコクラ病院
住所 福岡県みやま市高田町濃施 480-2
- 名称 船小屋病院
住所 福岡県みやま市瀬高町長田 1604

・ 協力歯科医療機関

- 名称 みぞぐち歯科クリニック
住所 福岡県柳川市三橋町下百町 207-2

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「緊急時の優先連絡先確認票」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、発電機等
- ・ 防災訓練 年 2 回（日中及び夜間想定）

（業務継続計画の策定等）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション等サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

TEL 0944-63-8888

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、談話室に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、以下についても苦情等の相談をすることができます。

- みやま市 介護健康課 介護保険係
福岡県みやま市瀬高町小川 5
TEL0944-64-1555 Fax0944-64-1601
- 福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部
福岡県柳川市三橋町正行 431 柳川市役所三橋庁舎内
TEL0944-75-6301 Fax0944-75-6340
- 筑後市 高齢者支援課 介護保険担当
福岡県筑後市大字山ノ井 898
TEL0942-53-4115 Fax0942-53-4119
- 福岡県国民健康保険団体連合会
福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-47
TEL092-642-7859 Fax092-642-7856

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについて

(1) 通所リハビリテーションの概要

- ・ 名称 こうわか苑通所リハビリテーション
- ・ 所在地 福岡県みやま市瀬高町大江 1687-2
- ・ 電話番号 Tel. 0944-63-8888 FAX 0944-63-8288
- ・ 管理者名 櫻田 教子
- ・ 介護保険指定番号 通所リハビリテーション（福岡県 4054280070 号）
- ・ 営業時間 8:30 ～ 17:30（月～土）
- ・ サービスを提供する みやま市、柳川市、筑後市
対象地域 （※上記以外の地域の方でご希望の場合はご相談ください。）

(2) 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス

通所リハビリテーション等については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション等計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(4) 利用料金

①通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の基本料金

サービス利用料別表をご参照ください。

（事業所規模Ⅰ・Ⅱについては、前年度利用者延べ人数により変動することがあります。）

②サービス提供にあたっての加算

（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション共通）

介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）	11.1%
科学的介護推進体制加算	40 円／月

（通所リハビリテーション）

サービス提供加算（Ⅰ）	22 円／日
入浴介助加算	40 円／回
リハビリテーションマネジメント加算（ロ 1）	593 円／月（6 ヶ月以内）
リハビリテーションマネジメント加算（ロ 2）	273 円／月（6 ヶ月超）
退院時共同指導加算	600 円／回
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 円／月（開始より 3 ヶ月以内）
通所リハ送迎減算（事業者が送迎を行わない場合）	（片道）－47 円／回
栄養改善加算	150 円／回（月 2 回限度）
口腔機能向上加算	150 円／回（月 2 回限度）
重度療養管理加算	258 円／日（入所後 3 ヶ月以内）
リハビリテーション提供体制加算（3 時間以上 4 時間未満）	12 円／日
リハビリテーション提供体制加算（4 時間以上 5 時間未満）	16 円／日

リハビリテーション提供体制加算（5 時間以上 6 時間未満）	20 円／日
リハビリテーション提供体制加算（6 時間以上 7 時間未満）	24 円／日
リハビリテーション提供体制加算（7 時間以上 8 時間未満）	28 円／日

（介護予防通所リハビリテーション）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88 円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	176 円／日
退院時共同指導加算	600 円／回

- ※ 実施した場合のみ上記加算が算定されます。
- ※ 上記の「②サービス提供にあたっての加算」に記載の金額は 1 割負担の場合となります。2 割負担の場合は×2、3 割負担の場合は×3 となります。
- ※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦 1 日あたりの利用料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を市町村に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

（5）その他の料金

③ 食費

1 食あたり	昼食	夕食
	680 円	660 円

⑥日常品費

- ・ 1 日あたり 180 円

※内訳：おしぼり、歯磨き粉、ティッシュペーパー、石鹸、シャンプー、ボディソープ等
（施設で用意するものをご利用される場合）

- ・ おむつ・パット代 実費

⑨その他の料金

教養娯楽費（個人で希望されるレクリエーションやクラブ活動等）にかかる費用は自己負担となります。

（6）支払い方法

- ・ 毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、翌月の 20 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者が、直接当施設にお支払いください。

個人情報の利用目的 (令和8年9月1日現在)

介護老人保健施設こうわか苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議、退所時等支援加算等）、照会への回答
 - －協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、定期的な会議において利用者の現病歴等の情報共有
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - －科学的介護推進などに係る厚労省への情報提出（LIFE）
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設こうわか苑の（介護予防）通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款及び重要事項説明書、利用料金表を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所 _____

氏名 _____	印 _____
(代筆者氏名	続柄 _____)

<利用者の身元引受人>

住所 _____

氏名 _____	印 _____	続柄 (_____)
----------	---------	--------------

医療法人 喜明会
介護老人保健施設 こうわか苑
施設長 櫻田 教子 殿